

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
小林市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市医事・衛生基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（１）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（２）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（３）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査を励行するよう指導する。

①対象者

- （ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）大会参加者等に昼食（弁当含む。）を提供する食品関係従事者
- （ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他準備委員会が必要と認めた者

②病原体保有者に対する対策

健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、必要な措置を講じ

る。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。